

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和7年9月19日（火） 午前10時00分～午後0時02分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり 富田えいじ なかじま和代
欠 員	1 人
職務のため出席した者の職氏名	議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長

2 議題

(1) 令和7年第3回長久手市議会定例会について

議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞

- ・日程第1 諸般の報告
- ・日程第2 認定第1号から認定第7号まで及び議案第47号から議案第55号まで並びに請願第1号及び請願第2号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- ・日程第3 議員派遣の件
- ・委員会審査の結果 議案第54号は否決、それ以外の議案は可決と報告あり
- ・請願第1号が採択された場合、意見書案第1号が提出されることから日程追加となる

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和8年度の議会年間スケジュール調整について

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(公明党) 特に意見はない。

(ながくて) 本市議会と他自治体で会期日程の時期が違うのが要因かは分からぬが、常任委員会の視察の受け入れ先がなかなか見つからなかつたので、考慮できるとい。

- 一般質問と予算決算委員会の間に予備日として1日しかないのは短すぎる。
お盆など年中行事の期間は、会議等を外した方がよい。
- (翼) 会期日程をできるだけ短くしたことで、委員会、一般質問、予算決算委員会のそれぞれの間の日にちがなさすぎて、正副委員長が委員長報告や予算決算委員会の分科会長報告を作成する余裕がない。
議会だよりの編集スケジュールも関係してくるとは思うが、委員会と一般質問の間に、あと1日、2日の余裕があるとよい。
- (香流) 令和7年度の年間予定は、「会期はなるべく短く」とか「6月定例会なら6月に始まって終わる」などの意見がよく調整されており、個人的には来年度もこのとおりでよいと思っているが、正副委員長の負担軽減については考慮できるとよい。来年度は今任期最後の年であり、委員会視察は7月か、思い切って4月などに行わないと委員会としての成果が出せないとと思うので、それも考慮に入れた方がよい。
- (わたなべ委員外議員) 特に意見はない。
- (公明党) 正副委員長の負担が大きいことについては、本人たちの意見を反映できるとよい。
- (みらい) 私が総務くらし建設委員会の委員長を務めたときも、日程に余裕がないと感じていた。分科会長報告は、自分が作成した後、事務局や執行部の確認も必要なので、簡単には完成しない。委員長報告は、事務局作成の会議録からまとめる形ではあるが、議会だよりの原稿は自分が作成することになる。特に予算や決算を扱う定例会は、予算書や決算書を読み込む必要もあってかなり厳しい。多少の日にちのゆとりがあるとよい。
- (委員長) 平日に予備日や休会日をもう少し増やすなどして、日程に余裕を持たせるとよいという意見が多かったように思う。事務局からは何かあるか。
- (事務局) 正副委員長の負担を軽減するために、会期中のどのタイミングで1、2日の余裕を持たせるのがよいか。また、「会期はなるべく短く」「6月定例会なら6月に始まって終わる」「月末日は避ける」などの意見や、「日程に余裕を持たせる」という意見について、どの意見を優先的な条件として考えればよいか。
- (なかじま委員) 正副委員長としては、予算や決算を扱う定例会でなくとも、今より余裕が必要か。
- (副委員長) 6月・12月定例会は比較的議案が少ないので、今のとおりでよいと思う。予算・決算を扱う3月・9月定例会は、できれば余裕があるとよい。
- (大島委員) 3月・9月定例会は、委員会と一般質問の間にもう少し余裕があるとよい。
- (事務局) 「会期はなるべく短く」「6月定例会なら6月に始まって終わる」という意見を基本にするが、3月・9月定例会は「委員会と一般質問の間に少し余裕を持たせる」という意見を優先に考えるということでよいか。
お盆を避けることについては、例年秋に開催されている全国市議会議長会研究フォーラムが、令和7年度は8月下旬の開催だったため、その分議会の予定

が前倒しになったことが要因である。令和8年度のフォーラムは11月に開催されるので、お盆を避けて日程を調整する。

「他自治体の議会日程とずれがあり、委員会の視察先が決めづらい」との意見については、議会だより編集スケジュールの関係上、閉会日の想定がおのずと決まってくるので、他自治体の議会日程と合わせるのは難しいと考える。また、委員会視察を「思い切って4月に行う」との意見もあったが、年度初めはどの自治体も執行部は多忙であり、受入れ側の調整が難しい可能性がある。

(なかじま委員)

令和8年3月定例会は2月中旬から開会する会期日程で組んであるが、同じ時期に開始して、日程に余裕を持たせるとなると、閉会日が遅くなってしまう議会だよりの編集が間に合わなくなるのではないか。

(事務局) 3月定例会は、執行部が次年度の契約事務を進められるよう、会期中2回目の予算決算委員会を3月中旬に行う必要がある。日程に余裕を持たせるとても、閉会日が後倒しになることはなく、開会日を早めて調整することになる。全ての意見を反映することは難しいと思うが、できる限り調整する。

(委員長) 日程案が提示されるのはいつか。

(事務局) 12月定例会の3回目の議会運営委員会で提示する。案を確認してから委員会に臨めるように、委員会の日の少し前には案を共有したい。

(3) 陳情第2号公共施設内の労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

(委員長) 少しずつ題名が違うものの、同じような内容の陳情がこれまで提出され、本委員会で審査してきた。経緯について事務局から説明願う。

(事務局) まず初めに、令和5年2月8日に「政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情」が提出され、審査結果は「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える」とした。

2回目は、令和5年11月15日に提出された「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」で、審査結果は同じく「本市の当該関係機関に議会に対して陳情があった旨を伝える」とした。

3回目は、令和6年2月14日に提出された「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」で、審査結果は同じく「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」とした。

その次は陳情ではなく要望書の形で、令和6年4月30日に「議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める要望書」が提出され、全議員にdesknet'sNEOの回覧・レポートで周知した。

4回目は、令和6年8月21日に「議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情」が提出され、審査結果は「各議員への配付に留める」とした。

次は再び陳情ではなく要望書の形で、令和7年2月5日に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書」が提出され、全議

員にdesknet'sNEOの回覧・レポートで周知した。

経過は以上である。

(委員長) 今回の陳情第2号について、意見はあるか。

(なかじま委員)

陳情第2号と同様の趣旨の文書は、執行部側にも提出されているか。

また、これまでに提出された陳情で「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」という審査結果を出したものに対し、執行部からその対応について何らかの話はあったか。

(事務局) 陳情第2号と同様の趣旨の文書は、執行部には提出されていないと確認した。また、過去の陳情への対応については、特に話を聞いていない。

(大島委員) 今回の陳情は、「労働組合への加入の実態について調査・確認すること」が陳情項目として挙げられており、市議会議員には関係しない事柄まで踏み込んでいるので、「各議員への配付に留める」のがよいと考える。

(なかじま委員)

労働組合に関するることは議会として手を入れる部分ではないとは思うが、執行部側には同様の文書が提出されていないことなので、「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」のがよいと考える。

(大島委員) 人事課長に確認したが、職員から、陳情内容にあるような趣旨の苦情は出でていないとのことであったので、「各議員への配付に留める」でよいと思う。

(わたなべ委員外議員)

田崎議員から、「本市の当該関係機関に善処方を求める」とするのがよいとの意見があった。どのような善処方かについては、本市は陳情内容のような状況にはないということを明確にしてほしいという意味合いのことである。

(委員長) 採決する。

ア 本市の当該関係機関に善処方を求める：0人

イ 本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える：3人
(川合委員、富田委員、なかじま委員)

ウ 各議員への配付に留める：3人 (大島委員、木村委員、野村委員)

イとウが同数となった。この陳情は市職員に関する内容が大きく占めていることと、執行部には同様の文書が届いていないことから、私はイがよいと考える。

陳情第2号は、イの「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」こととする。

3 その他

・議会基本条例検証結果報告事項の中の未着手の課題3点について

(委員長) まず1点目として、市議会の防災訓練を行うことについて何か意見はあるか。

(なかじま委員)

市議会申合せ及び先例集の中に、災害対策行動マニュアルを定めている。執行部では、災害発生から2、3日間の行動を2時間くらいに短縮した防災訓練を行っており、市議会でも、災害対策行動マニュアルをきちんと理解するために実際の動きを取ってみた方がよいのではないか。また、その際の通信手段についても議論できるとよいという意見が、議会基本条例検証会議（以下「検証会議」）で出た。

(議長) 私も、市議会の防災訓練は行うべきだと考えており、今年6月に実施した救命講習もその一環である。議場で本会議が行われている最中や自宅にいるときなど、様々な想定で訓練を行いたい。防災訓練の実施については、議長預かりとさせてほしい。

(わたなべ委員外議員)

実際に災害が起きたときは、市長が取る体制の傘下で、市議会も執行部とともに動くことになるのか。

(議長) 市議会の動きは執行部とは別である。市議会申合せ及び先例集の中の「大規模災害時等における市議会の対応に関する規定（災害対策行動マニュアル）」を確認しておいてほしい。

(事務局長) 補足であるが、議会事務局が、執行部と市議会間の情報の橋渡しをする役割を担う。有事の際、執行部は災害対策本部を設置し、必要に応じて会議を開催することになっている。その会議には議会事務局長である私も出席し、会議で得た情報を市議会に伝達する形になる。

(委員長) 最近よく地震がおこっており、マニュアルがあるだけの状態と、実際に動いてみるとでは大きな違いがあると思う。防災訓練の実施については、議長に預けることとする。

次に2点目として、議員定数や議員報酬を見直す際に必要な客観的なデータの取り方と、見直しのサイクルを議論することについて、何か意見はあるか。

(なかじま委員)

報酬については、現状は申合せにあるとおり、市が開催する特別職報酬等審議会で金額が適当かどうかを審議していただいている。議員のなり手不足にならないよう、報酬の額だけではなく、例えば議員年金などの制度についても勉強が必要であり、有識者にアドバイスをもらえるとよいのではないか。また、定数については審議会のような場がなく、人口が増加している本市において適当な定数は何人なのか、きちんとしたアドバイスをもらって議論できるといい。現状の議員の実数は16人であり、定数18人は多いという意見と、18人必要だという意見もあり、その判断に足る材料がないので、報酬額も含めて有識者の意見を伺うべきであるというのが検証会議のまとめである。

(副委員長) 有識者の意見を聞く機会がほしいという趣旨でよいか。

(なかじま委員)

検証会議の時点では、18人という定数について次期改選までにもう少し議論

を深めたいという意見があった。現在、議員16人で議会を行ってきて約2年になるが、その経験だけではなくて専門的見地からの意見も議論のベースにできるとよいという趣旨である。

(大島委員) 専門的見地からの意見と言っても、やはり現場で活動しているのは私たち議員であり、議員間でも様々な意見がある。定数を減らすべきだという意見の裏側にはいつも、その分議員一人当たりの報酬を上げるという考え方があるが、報酬については社会情勢も踏まえて特別職報酬等審議会で審議されるので、そんなに簡単なことではない。

今年度予定されている議会運営委員会はあと6回であり、話し合うべき議題は他にもある。有識者の意見を聞いたりするのは、定数や報酬の見直しの議論が具体化してからでも十分間に合うのではないか。

(なかじま委員)

有識者の意見を聞くことについては、検証会議で会派「翼」から出た意見である。「定数については今期中は議論しない」「報酬については特別職報酬等審議会に任せたままでよい」ということであれば、この課題への対応はなくてもよいと思う。ただ私個人の意見としては、議員は自身の報酬にきちんと向き合うべきだと考えるので、専門家の意見を聞いてみたい。

(わたなべ委員外議員)

現状、本市では人口が増えており、議員のなり手不足という状況でもない。定数や報酬の見直しについては、専門家の意見も参考にしつつ、慎重に検討すべきだと思う。

(委員長) 定数や報酬については、令和7年1月の全議員研修で講師に意見を伺う機会があったが、自治体の成り立ちや情勢はそれぞれ違うので、一概に「こうだ」と言える結論はないようであった。一般的な考え方を参考にして、自分たちで判断しないといけない。

3点目の市の新庁舎建設に向けた議会エリアの調査・研究について意見はあるか。

(大島委員) 現状、執行部の方で、新庁舎建設の計画自体が休止している。着手までにまだ時間がかかると思うので、議会エリアの調査・研究については、もっと建設の計画が具体化してからでも十分間に合うのではないか。

(なかじま委員)

私は、計画が休止しているからといってまだ動かなくてよいとは思わない。新庁舎を建てた自治体に視察に行くなどして、最新の議会エリアの提案ができるように研究し、備えておくべきだと思っている。

(委員長) 市の財政状況や、新庁舎建設計画が休止されていていつ再開されるのか分からぬ中、あまり積極的に視察に行っても空振りになるのではないか。常任委員会が行く行政視察の際に、議会エリアの見学もさせていただくことで、採用できそうな情報を収集していけばよいと思う。

(なかじま委員)

行政視察で見学して得た情報を積み上げていくには、例えば議会運営委員会で報告するなどして、文字として残していく必要があるのではないか。

(委員長) 今後、常任委員会の視察先で議会エリアについて得た情報については、本委員会の「その他」の議題の場で報告していただくこととする。

<休憩：午前 11 時 17 分>

<再開：午前 11 時 30 分>

・一般質問時の議員の呼称の簡略化について

(なかじま委員)

議長が議員の発言を許可するとき、現状は常に議席番号と議員名を合わせて呼んでいる。一般質問に限っては、2回目以降の指名時は議席番号を省略し、議員名も名字のみとした方が、テンポが良く、持ち時間を使えるのではないか。

(議長) その方がよいと思う。

(事務局) 変更することに、特段問題になるようなルールはない。

(委員長) 一般質問時、自席から質問席に登壇するときは議席番号と議員名をフルネームで呼び、その後は議員の名字のみとすることによいか。

(議長) 議案等の質疑の際はどうするか。

(委員長) 一般質問に限った提案である。

(大島委員) 議席番号は省略してもよいと思う。ただ、名字が同じ議員もあり、途中から傍聴する人もいるので、議員名はフルネームで呼ぶのがよい。

(委員長) 一般質問に限り、最初の登壇時は議席番号と議員名、質問が始まつてからは議員名のみとし、議員名についてはフルネームで呼ぶこととする。

・会派控室の利用時間の拡大について

(なかじま委員)

現状の申合せでは、会派控室の利用時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までと決められている。ただ、西庁舎は公民館として平日の夜や休日も開いていて、シルバー人材センターの職員が配置されている。平日の夜や休日に市民相談や議員活動を行うこともあるので、会派控室の利用時間も柔軟に変更していただきたい。

(委員長) 市庁舎の部屋を借りている立場であり、執行部との調整等、必要なことはあるか。

(事務局) シルバー人材センターへの委託内容を含め、公民館の開館時間や鍵の管理办法等、市がどのような対応を取っているか確認し、判断したい。

(大島委員) ルールは必ず守つて利用するので、執行部の方にも前向きに考えていただきたい。

(委員長) 事務局から執行部に確認していただき、次回の委員会で改めて議題としたい。

・ 常任委員会終了後における執行部からの個別説明について
(なかじま委員)

意見として述べる。香流苑解体撤去工事の増額契約に係る議案第54号について、総務くらし建設委員会で否決した後、執行部が個別に議員説明に回っている。私も、反対の立場を変えるつもりはないことを伝えた上で、それでも説明したいとのことだったので、話を聞いた。しかし、他の議員がどのような説明を受け、どのような話し合いがされたのかは不透明である。

委員会という公開の場で議論した後、別の資料が非公開で提示され、委員会で反対した議員が本会議で賛成に変わらるようなことがあれば、市民の誤解を生むと思う。

執行部が一定の意図を持って個別にコンタクトを取るようなことは、議会としてきちんと対応を考えるべきである。

(議長) 委員会の数日後に執行部から、「工事費増額の対象になった産業廃棄物の撤去については当初の仕様書には含まれておらず、工事を進める過程で判明したことであって施工業者には全く非がない旨を、委員会の限られた発言権の中で、きちんと答弁できなかつた」との相談を受けた。当初から含まれているべき工事内容だったわけではないということであり、委員会で反対した委員にとっては判断が違ってくるかもしれない、委員に再度説明した方がよいと伝え、執行部が個別説明に回っているという経緯である。

(なかじま委員)

明らかにするべきことがあるなら、やはり委員会の場で説明するべきだったと思う。「今回の産業廃棄物の存在は掘ってみないと分からなかつた」旨は委員会でも答弁があつたし、私が個別説明で聞いた限りでは、委員会で受けた答弁以上の内容はなかつた。個別説明の意図は違うところにあるのではないか。

最も懸念しているのは、市民に開かれていない場で、議案の審査の方向性を動かす可能性があること自体の問題点であり、議会側として個別説明を受けることが適切なのか、きちんと考へた方がよい。

(委員長) 私たちが議案について議論する場は本会議と委員会しかない。委員会の時点である材料で審査をし、終わってから本会議までの間に新しい情報がどんどん出てきたとしても、市民は知り得ないし、議員も本会議の場で述べることはできない。なかじま委員の意見は、そのようなことがまかり通るのはおかしいという趣旨でよいか。

(なかじま委員)

そのとおりである。

(大島委員) 私の会派は執行部からの個別説明を受けていないので、「新しく出てきた情報」が何なのか分からぬが、本当にそのような状況ならきちんと資料にして情報をもらわないと困る。

(させさせ委員)

市民に開かれていない場で個別説明を受けることについて、捉え方によって

は指摘のとおりかもしれない。ただ私たちが審議するに当たり、議案を正確に理解して正しい判断をすることは、市民の代表としての責任であり、そのため個別で資料を請求したり執行部から説明を受けること自体は、「透明性がない」こととは違うのではないか。個別に執行部から説明を受けたり質問したりして得た情報は、開かれていない場で行われたものだから可否の判断に結びつけられないということではないと考える。

(なかじま委員)

議員側から質問することは問題ない。今回は執行部側からの申し出で、採決の方向性を誘導するような説明を受けているから問題だと言っている。議長が、執行部から相談を受けて「この内容なら否決にならないだろうから個別説明に回った方がよい」と判断したこと、適切ではない。

(議長) 私が伝えたのは「委員会できちんとした答弁ができなかつたなら、個別でも正しい説明をした方がよい」ということであって、反対から賛成に誘導する意図はない。

(わたなべ委員外議員)

議員は市民から一任を受けた代表として、議案の可否について間違いのないように判断しなければならないし、その判断を誘導することはできない。

ただ、私たち議員ができるのは分からぬ部分を質問して確認することだけであり、質問には出なくても議員に知っておいてほしい部分について、今回は執行部から説明があったのだと思う。

(委員長) 本来は、そのような説明を事前に行ってから、議案提出に至るべきだと私は思う。

この件については、意見としての発言であり、結論があるものではないのでこの程度でとどめることとする。

次回は令和7年11月7日(金)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。